

「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」適用の影響を受け、売上が減少している県内の中小法人・個人事業者向けの給付金です

対象事業者

静岡県内に本店又は主たる事務所のある中小法人※・個人事業者
ただし、酒類販売事業者等は酒類事業者枠のリーフレットをご覧ください。
※資本金等10億円未満又は資本金等が定められていない場合は、常時使用する従業員が2,000人以下の法人

以下の対象要件及び売上要件を満たせば、業種・地域は問いません

対象要件

以下の①又は②に該当する中小法人・個人事業者

- ①飲食店への休業・時短要請の影響を受けていること
- ②外出自粛等の影響を受けていること

売上要件

8月分 2021年の8月の売上が、
2019年又は2020年8月と比較
して**30%以上50%未満**減少し
ていること

9月分 2021年の9月の売上が、
2019年又は2020年9月と比較
して**30%以上50%未満**減少し
ていること

給付金額

売上減少額又は給付上限額のいずれか低い方

売上減少額

[2020年または2019年8月（9月）の売上]－[2021年8月（9月）の売上]

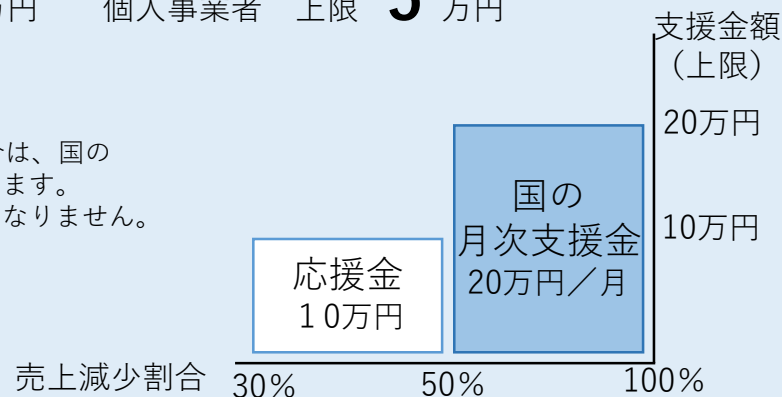
給付上限額

中小法人 上限 **10**万円 個人事業者 上限 **5**万円

給付イメージ

※50%以上減少している場合は、国の
月次支援金の給付対象となります。
この場合、応援金の対象とはなりません。

中小法人の場合▶



申請期間

8月分/9月分：各月の翌月から3か月間（予定）

対象事業者の例

時短営業する飲食店の影響

飲食店と直接・間接的に
取引がある事業者

○食品加工・製造事業者
惣菜製造業者、水産・飲料加工業者等

○器具・備品事業者
食器・調理器具等を販売する事業者等

○サービス事業者
接客サービス業者、清掃業者、広告事業者等

○流通関連事業者
業務用スーパー、問屋、農協・漁協、運送等

○飲食品・器具・備品等の生産者
農業者、漁業者、器具・備品製造業者等

外出自粛等の影響

対面で個人向けに商品・サービス
を提供する事業者

○旅行関連事業者
飲食店・喫茶店、ホテル・旅館、タクシー・バス、
文化・娯楽サービス業者（美術館、動物園等）、小
売事業者（土産物店等）等

○その他事業者
文化・娯楽サービス業者（映画館、カラオケ等）、
小売事業者（雑貨店、アパレル等）、対人サービ
ス業者（理美容、クリーニング、結婚式場、運転
代行業等）等

○上記事業者へ商品・サービス提
供する事業者
食品・加工製造業者、清掃業者、業務委託契約し
ているタクシードライバー・バスガイド・イベン
ト出演者、広告事業者、ソフトウェア事業者等

給付対象外となる場合

●静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給対象となっている場合

●売上要件と対象要件のいずれかを満たさない場合

●事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付申請する場合

●緊急事態措置やまん延防止等重点措置とは関係なく売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合

●緊急事態措置やまん延防止等重点措置とは関係なく単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が30～50%未満減少している場合

●国・法人税法別表第1に規定する公共法人、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教上の組織又は団体等である場合

●暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者である場合

応援金 問合せ窓口

コールセンター 9月1日開設
0120-880-380 午前9時～午後5時
(土日・祝日含む全日)

ホームページ

具体的な申請手続は、順次ホームページに掲載する予定です
<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-550/chushokigyotoouenkin.html>

